

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 第25条第2項	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	建築指導課

標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。